

# 国民年金加入の手続き

公的年金は3種類に分かれており、それぞれの状況で加入する年金は違います。年金の種類が変わるときは必ず手続きが必要です。手続きを忘れると、将来受給する年金額が減ったり、もしもの時に障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できなかったりする場合があります。

■国民年金（第1号被保険者）加入手続きに必要なもの  
○年金手帳  
○退職日等を証明できるもの（離職票、退職証明書等）  
○本人確認ができるもの（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等の顔写真付き身分証明書）

## ●現在、国民年金に加入している人（自営業、学生など） 第1号被保険者

| こんなとき                  | 変更後の種類  | 届出先     |
|------------------------|---------|---------|
| 厚生年金や共済年金に加入したとき       | 第2号被保険者 | 勤務先     |
| 第2号被保険者である配偶者の扶養に入ったとき | 第3号被保険者 | 配偶者の勤務先 |

## ●現在、厚生年金や共済年金に加入している人（会社員、公務員など） 第2号被保険者

| こんなとき                       | 変更後の種類  | 届出先         |
|-----------------------------|---------|-------------|
| 退職等で厚生年金や共済年金から抜けたとき        | 第1号被保険者 | 市民生活課 保険年金係 |
| 退職して、第2号被保険者である配偶者の扶養に入ったとき | 第3号被保険者 | 配偶者の勤務先     |

## ●現在、厚生年金加入者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人 第3号被保険者

| こんなとき                          | 変更後の種類  | 届出先         |
|--------------------------------|---------|-------------|
| 配偶者の扶養から外れたとき<br>配偶者が65歳になったとき | 第1号被保険者 | 市民生活課 保険年金係 |
| 就職して厚生年金に加入したとき                | 第2号被保険者 | 勤務先         |

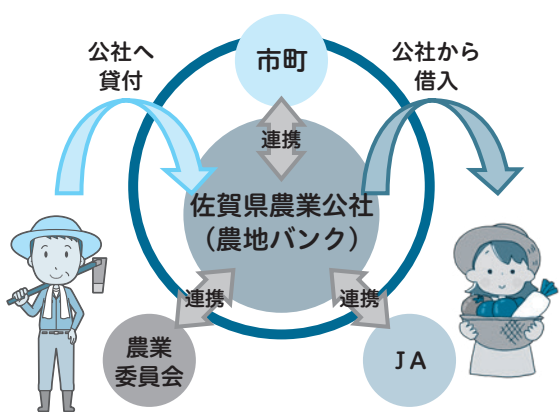
問い合わせ 佐賀年金事務所 ☎31-4191 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

# 農地中間管理事業を活用しませんか？

農地中間管理事業とは、佐賀県農業公社が、農地を貸したい人から借り受け、借りた農地を経営規模の拡大や経営の効率化を目指す担い手に貸し付ける制度です（借入者がある場合に貸し付けられます）。

## 活用のメリット

- 賃料の受け払いは、佐賀県農業公社が毎年12月に行います。振込手数料はかかりません。
- 物納、使用貸借（賃料なし）を選択できます。
- 5年以上の利用権設定ができます。
- 期間満了後、農地は確実に返却します（継続も可能）。
- 今後、農地利用の交換などによる集約化がしやすくなります。



問い合わせ

佐賀県農業公社 ☎20-1590  
農林課 農政係 ☎75-4825



## 協会けんぽ佐賀支部の健康保険料率は全国で1番高い！

広告

平成31年3月分（4月納付分）から変更となります。

10.61%

健康保険料率  
引上げ

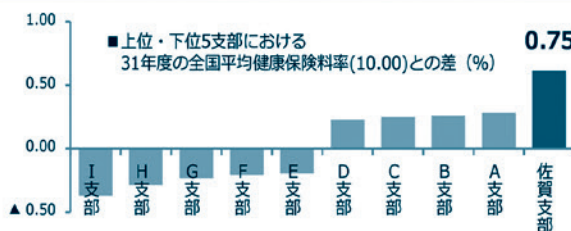
10.75%

1.57%

介護保険料率  
引上げ

1.73%

※任意継続被保険者の方は、平成31年4月分（4月納付分）からとなります。  
※40歳～64歳の方には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。



健康保険料率について詳しく▶

協会けんぽ 保険料率

検索